令和７年度 中島村農作業労賃協定額

今年の標準農作業賃金を下記のとおり定めましたので、お互い協定を守り明るい農業経営をしましょう。

（令和7年度より適用）

	農作業名		単位	金額(円)	附記
労賃	一般農作業		1日当り	8,000	8時間労働（パート労働については協議の上定めて下さい。）
	田畑草刈作業		6時間	8,000	機械持込み
機械による農作業料金	田畑耕起	ロータリー	10a当り	6,200	
		スキー・プラウ	〃	7,600	
	代かき		〃	7,500	仕上まで
	田植		〃	6,800	側条施肥機使用代は1，000円プラス
	稲刈	コンバイン 刈取りのみ	〃	17,800	搬入まで
		コンバイン 刈取～乾燥	〃	24,500	結束資材代は2，000円プラス
	モミ摺調整		1俵当り	730	
	水稲育苗	緑化苗	1箱当り	JA夢みなみ単価	種子・資材込み
		硬化苗	〃	870	種子・資材込み
	畦ぬり		1m当り	55	
	集草梱包機		10a当り	5,800	藁・草
	ロールベーラ		〃	5,500	集草・結束
	堆肥ちらし（マニアスプレッター）		〃	4,500	1．5トンの散布を標準とする（堆肥代別）

◎ 機械による協定料金について、ほ場条件［調整水田（田植、稲刈）・直播栽培田・不整形・湿地・倒伏田等］により特に勘案する必要がある場合は、受・委託者両者の協議により設定して下さい。

◎ 上記に含まれない作業の料金については、受・委託者両者の協議により設定して下さい。

◎ 上記の金額には消費税が含まれます。

＊農業経営の合理化を図るため、機械の過剰投資を止め、協同利用、共同作業に努めましょう。

● **農地の売買・贈与・交換・賃借・転用等に関することは、中島村農業委員会までご相談下さい。**

※農地法許可申請締切日　毎月１日

農地について無許可での転用・売買等を行った場合には罰則等が科せられることがあるのでご注意下さい。

中島村農業委員会　℡０２４８-５２-３４８７（直通）

中島村における農地賃借料情報について

改正農地法の施行（平成21年12月15日）に伴い標準小作料制度が廃止され、前年の農地賃貸借契約の金額（10aあたり）から算出されたものが賃借料の目安として情報提供されます。なお、賃借料情報とするものは農地法及び旧農業経営基盤強化促進法における利用権設定の申請等によるものです。農地の賃貸借契約の際に参考として下さい。

○令和6年農地賃借料情報（10aあたり）

単位：円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	（旧上田）	元村	岡ノ内	18,046	30,000	10,000	87件	全て物納で、10aあたり米1.5俵が2件、米1俵が66件、米0.5俵が19件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。							

※1　賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2　賃借料が物納の場合は米1俵（60kg）あたり20，000円で算出しています。

令和5年以前の賃借料情報

○令和5年農地賃借料情報（10aあたり）

単位：円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	（旧上田）	元村	岡ノ内	10,785	12,400	6,200	238件	全て物納で、10aあたり米1俵が176件、米0.5俵が62件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
	（旧中田）	浦原		12,400	12,400	12,400	2件	全て物納で、全て10aあたり米1俵でした。
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。							

※1　賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2　賃借料が物納の場合は米1俵（60kg）あたり12，400円で算出しています。

○令和4年農地賃借料情報（10aあたり）

単位：円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	（旧上田）	元村	岡ノ内	10,438	10,800	5,000	111件	このうち物納は106件で、10aあたり米1俵が103件、米0.5俵が3件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
	（旧中田）	滑津原	浦原	10,800	10,800	10,800	18件	全て物納で、全て10aあたり米1俵でした。
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。							

※1　賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2　賃借料が物納の場合は米1俵（60kg）あたり10，800円で算出しています。

○令和3年農地賃借料情報（10aあたり）

単位：円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	（旧上田）	元村	岡ノ内	9,155	13,200	4,400	92件	全て物納で、10aあたり米1．5俵が9件、米1．2俵が8件、米1俵が94件、米0．5俵が3件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
	（旧中田）	滑津原	浦原	8,800	8,800	8,800	22件	
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。							

※1　賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2　賃借料が物納の場合は米1俵（60kg）あたり8，800円で算出しています。

○平成21年度標準小作料（改正農地法の施行前（平成21年12月14日まで適用））

農地区分		単位	金額（円）	備考
田	上田	10aあたり	20,000	川原田、二子塚、吉岡、元村、岡ノ内、小針、代畑、松崎
	中田	10aあたり	16,000	浦原、滑津原
畑	普通畑・特定畑	標準額を定めませんので、双方の話し合いで決めてください。		